

行旅死亡人の取扱について

行旅病人及行旅死亡人取扱法第9条の規定により告示する。

令和8年3月10日

船橋市長 松戸 徹



記

1. 本籍・住所 不詳
2. 氏名 不詳
3. 年齢 不詳
4. 性別 不詳
5. 身長 不詳
6. 特徴 頭蓋骨、下顎骨、長管骨（大腿部、上腕、下腿などと思料）
約10本の白骨化した死体
7. 死亡日時 不詳（発見日 令和8年2月12日）
8. 死亡場所 不詳（発見場所 千葉県船橋市本町2丁目29番22号前
水道管工事地中）
9. 告示期間 令和8年3月10日～令和8年4月10日

身元不明のため、遺体は火葬に付し、遺骨は当市で保管してあります。心当たりの方は、船橋市地域福祉課まで申し出てください。